

相続寺子屋区民講座(無料)

親子で学ぶ相続の基礎 全12回

日時／ 令和3年11月10日(水) 10:00~12:00

場所／ みどりコミュニティセンター 2階 会議室

住所／ 墨田区緑3-7-3

第11講座《遺言書について 1/2》

内容：遺言とは、自分の死後も財産への支配を及ぼす制度のことです。民法第960条に「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。」と規定されています。そこで今回は、遺言書について、わかりやすくお話しします。

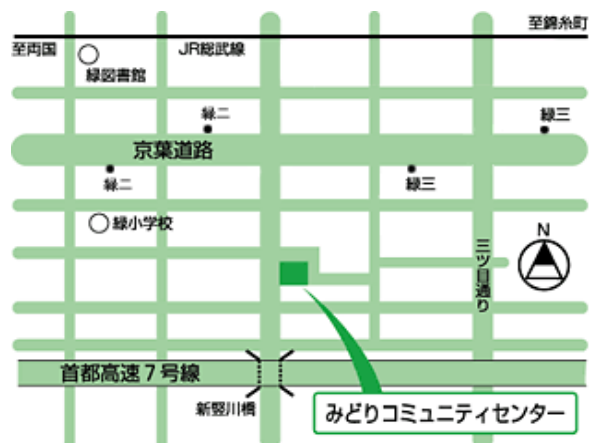
10時~講義 11時~質疑応答

第12講座は12月8日(水)10時~みどりコミュニティセンターで開催します。

講師：高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事
相続寺子屋東京 代表

プロフィール：昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成
8年測量士登録 平成9年株式会社測量舎設立 平成18年土地家屋
調査士法人測量舎設立 平成19年公認不動産コンサルティングマス
ター登録 平成19年より相続アドバイザー養成講座講師 平成22年
よりNPO法人相続アドバイザー協議会理事 上級相続アドバイザー
平成31年合同会社高橋商店設立 令和3年日本大学大学院修士課程
修了 令和3年土地家屋調査士高橋事務所設立



問合せ先：相続寺子屋東京事務局 墨田区業平4-3-14-301 ☎090-9014-8106 (高橋)